

知立市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する包括連携協定書

知立市（以下「甲」という。）及び大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い：以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力を強化し、知立市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括連携協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、知立市民等のより一層の健康づくりの推進及び健康寿命の延伸等を図ることにより、知立市の地域活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 熱中症対策に関すること。
- (3) 防災・減災対策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後問わず、第三者に開示し、又は漏らしてはならず、本協定に基づく活動以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合には、事前に速やかに相手方にその旨書面で通知を行うことを条件に、必要な範囲に限り、当該情報を開示することができる。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、いずれからも特段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項について、又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和4年3月8日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

林 郁夫

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番地20

HF桜通ビルディング 3F

大塚製薬株式会社

名古屋支店

支店長

オヨ 藤